

令和7年度「AI発明の保護に関する調査研究報告書」に対する評釈：現行法維持の傾向と今後の制度設計に向けた課題

Gemini 3.1 pro

1. 序論：本調査研究報告書の位置づけと政策的志向

令和8年(2026年)3月に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社によって作成され、特許庁に提出された「令和7年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書：AI発明の保護に関する調査研究報告書」(以下、「本報告書」とする)¹は、人工知能(AI)技術の急速な進展という不可逆的なパラダイムシフトに対し、日本の特許制度がどのように適応すべきかを検討するための基礎資料として編纂されたものである¹。政府の「知的財産推進計画2024」を契機とし、その後の2025年計画でもAI利用発明の発明者の定義等が検討課題とされたことを受け、本調査が実施された¹¹。

本報告書は、公開情報調査および国内企業・有識者へのヒアリングを通じて、「発明該当性」「発明者認定」「引用発明適格性」「記載要件」「先使用権」という特許制度の根幹をなす5つの主要な論点を抽出し、それぞれの現状と課題を整理している点において、一定の資料的価値を有している¹。しかしながら、その分析の深度、結論の妥当性、および政策的提言の方向性を評釈すると、本報告書は「現行法の枠組みと既存の解釈への依存」という現状維持の傾向が読み取れる。

汎用目的技術(General Purpose Technology)であるAIは、19世紀から20世紀にかけて確立された「自然人による精神的活動の成果」を保護するという特許法の歴史的 premise に新たな問いを投げかけている。それにもかかわらず、本報告書は各論点において「現行の基準で対応可能である」「法改正は必ずしも必要ではない」という結論に終始し、法的空白や実務上の懸念に対する抜本的な制度設計の議論を当面は見送っている¹。こうした政策的選択としては消極的であるとも評価できる姿勢は、諸外国がAI発明に特化したガイドラインの公表や法解釈のアップデートを進めている現状²と照らし合わせた際に、中長期的に日本の知的財産システムの国際競争力に影響を与える可能性がある。本稿では、本報告書の調査手法の課題を指摘した上で、5つの主要論点における制度設計上の検討余地と国際的動向との関係を詳細に論証する。

2. 調査手法の構造と標本抽出の偏りの可能性

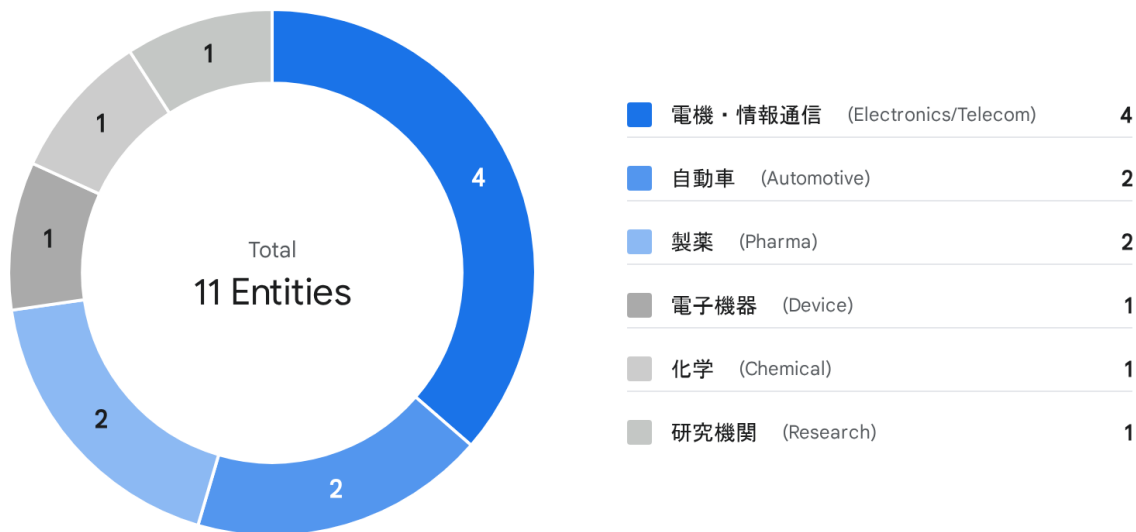
本報告書の政策的結論に影響を与えていると考えられるのが、「国内ヒアリング調査」の結果である。本報告書は、このヒアリング結果をもって「国内ユーザーのニーズ」を整理しているが、その標本抽出(サンプリング)において、特定の業種に偏りがある可能性があり、多角的な視点が十分に検証されていない懸念がある。

ヒアリング対象は企業・研究機関11者に限られ、スタートアップやAIネイティブ企業の視点がどの程度反映されたかは明らかでない¹。その内訳は、自動車2者、電機・情報通信4者、電子機器1者、製薬2者、化学1者、研究機関1者となっている¹。

業種	ヒアリング対象企業数	産業の特性とAI特許に対する一般的な志向(※右列は筆者による評価・推定)
自動車	2者	既存の特許網が強固。漸進的改良が多く、急激なルール変更を好まない。
電機・情報通信	4者	大規模な特許ポートフォリオを保有。海外IT巨人の特許網羅を警戒する傾向。
電子機器	1者	ハードウェア中心。AIは機能の一部としての位置づけが強い。
製薬	2者	臨床試験等に莫大な投資が必要。AIによる候補物質創出でも確実な権利保護を熱望。
化学	1者	マテリアルズ・インフォマティクスを活用。製薬と同様に排他権による投資回収を重視。
研究機関	1者	基礎研究センター。公的資金の活用と成果の社会還元を重視。

報告書内でも、製薬企業が「AIが創出した医薬品化合物であっても、莫大な臨床試験の投資を回収するために特許保護が不可欠である」と主張する一方で、電機・情報通信企業からは「資金力のあ
る海外のAI開発企業が膨大な数の特許を取得し、日本企業への脅威となる」との警戒感が示されて
いる¹。新興企業等の声が十分に反映されていない可能性を考慮すると、「現行の基準で対応可能」
とするニーズ評価は、実態を過小評価している可能性があるとして筆者は評価する。

ヒアリング対象企業の属性内訳：AIスタートアップの不在



本報告書のヒアリング対象企業（全11者）の内訳。対象は伝統的な製造業や製薬業に偏っており、AI技術を牽引する新興企業やスタートアップの声が反映されていない構造的欠陥がうかがえる。

Data sources: 特許庁 令和7年度 AI発明の保護に関する調査研究報告書(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

3.「発明」該当性に関する論点：概念上の発明該当性と特許付与可能性の分離

本報告書は、特許法第2条第1項が規定する「発明」の定義（「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」）について、いわゆる「非限定説」を採用する有識者の意見を支持している。すなわち、「思想」や「創作」という文言は必ずしも自然人の精神的活動に限定されるものではなく、法改正を行わずとも、AI自律発明を特許法上の「発明」に含めると解釈することは十分可能であると結論付けている¹。

この結論は、特許法第29条第1項各号（引用発明）や第79条（先使用权）において、AI自律発明をその対象として取り込むための解釈論としては一定の整合性を有する。第三者がパブリックドメインに置いたAI生成物を「発明」として扱わなければ、新規性や進歩性の引例として機能せず、制度上の不都合が生じるからである¹。

しかし、特許権の付与という積極的側面に目を向けると、この非限定説の採用は、制度設計上の検討余地を残している。なぜなら、AI自律発明が特許法第2条における概念上の「発明」に該当したとしても、現行法制下においては特許を受ける権利の主体、すなわち「発明者」は自然人に限られるという強固な原則が存在するからである¹。

この点は、知財高裁におけるDABUS事件判決（令和6年（行コ）第10006号 出願却下処分取消請求控訴事件、令和7年1月30日判決）において明確に示された⁵。この事件において原告（スティーブン・テイラー博士）は、AIシステム「DABUS」を発明者とする国際特許出願の国内手続を行ったが、特許庁長官により出願却下処分を受けた⁷。知財高裁は、現行特許法の解釈として、自然人が発明者となる発明の場合にのみ特許を受ける権利の発生および原始的帰属が限定されていると判示した⁸⁸。さらに、国内書面における「発明者の氏名」は手続上の必要的記載事項であるとし、権利能力を有しないAIを発明者として記載した出願を不適法とした原処分を支持したのである⁶。

知財高裁は、「AI発明が特許法上の『発明』の概念に含まれるか否かについて判断するまでもなく、特許法に基づきAI発明について特許付与が可能である旨の原告の主張は理由がない」と結論づけており、概念上の発明該当性と特許権付与の可否を分離して整理している⁸⁸。つまり、本報告書が「AI自律発明も『発明』に含まれ得る」と解釈論を示したとしても、現行法のもとでは「発明の定義には該当するが、発明者が存在しないため特許にはなり得ない」という、概念上の発明該当性と特許付与可能性が分離する事態を生じさせる⁸。

真に「産業の発達に寄与する（特許法第1条）」という目的からAI発明の保護を検討するのであれば、法解釈の整理にとどまらず、「AIによって生み出された技術的成果物を保護するために、新たな制度設計（法改正）が必要か否か」の議論を深めるべきであり、より積極的な制度設計の検討余地が残されていると考えられる。

4. 「発明者」認定に関する論点：国際的潮流との対比と指針策定の課題

AIを利用して創作した発明（AI利用発明）における発明者の認定について、本報告書は「現行の発明者認定の基準で対応可能」との見解を採用している¹。日本の実務において、共同発明者の認定基準は「発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者」と解されている¹。本報告書は、AIへのプロンプト入力やモデルのファインチューニングといった特定の行為を一律に評価するのではなく、この既存の規範を事案ごとに当てはめれば足りるとし、企業から要望が強かった「公的な指針の策定」についても、「厳格な指針や具体的な事例を示すことは難しい」と後ろ向きな結論を下している¹。

この「個別事案ごとの解釈に委ねる」という態度は、明確なルール形成を急ぐ諸外国の動向と比較した際、政策的選択としては消極的である¹。各国の特許庁および司法は、人間とAIの境界線が曖昧になる中で、出願人に明確な指針を与えるべく様々な対応を進めている。

国・地域	最新の政策・司法動向と発明者認定に関するアプローチ
米国 (USPTO)	2025年11月に改訂ガイダンスを公表。AIを高度なツールと位置づけ、自然人による「着想（Conception）」に対する重要な貢献を認定の軸に据え、単独の発明者における基準を明確化した。

ドイツ (BGH)	2024年6月の決定(DABUS事件)により、AIが主要な貢献をした場合でも、自然人が全体の成果に影響を与える貢献をしていれば、その自然人を発明者として指定することが可能かつ必要であると整理。
中国 (CNIPA)	2024年12月に「人工知能関連発明の特許出願指引(試行)」を公表。AIの助けを借りた発明において、実質的特徴に創造的貢献をした自然人を発明者とすることを明文化。
日本 (本報告書)	新たな指針の策定を見送り。「技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者」という従来の抽象的な判例規範への個別具体的な当てはめに依存。

米国特許商標庁(USPTO)の動向は特に示唆に富んでいる。USPTOは2024年2月に一度ガイダンスを公表し、人間とAIの協働を評価するために「Pannu要件(複数の自然人間での共同発明者性を判断するための判例基準)」を準用するアプローチをとっていた⁹。しかし、2025年11月28日にこの旧ガイダンスを全面的に撤回し、新たな改訂ガイダンス(Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions)を発行した²。USPTOは2025年11月の改訂ガイダンスにおいて、Pannu要件をAI支援発明一般に準用する従前のアプローチを撤回した²⁹。この改訂の理由は、Pannu要件は複数の自然人が共同発明者となるかを判断する基準であり、AIは人ではなく共同発明者になれないため、単一の自然人がAIツールを用いた場合にPannu要件を適用することは適切ではないと整理されたためである⁹⁹。米国の新ガイダンスは、AIを顕微鏡やソフトウェアと同様の「ツール」と明確に位置づけ、発明者認定の試金石(touchstone)をあくまで自然人の「着想(Conception)」に置いている²。さらに米国は、他国の法令がAIを発明者としてを許容していたとしても、米国に出願する際(優先権主張を伴う場合を含む)には必ず自然人を発明者として指定しなければならず、AIが記載されている場合は拒絶するという厳格な運用も明言した²。

また、ドイツにおいても2024年6月11日、連邦通常裁判所(BGH:最高裁に相当)がDABUS事件(事件番号X ZB 5/22)において決定を下している³¹²。BGHは、ドイツ特許法第37条第1項に基づき発明者は自然人に限られるという原則を維持しつつも、「請求項に記載された技術的教示を見出すためにAIシステムが使用された場合であっても、自然人を発明者として指定することは可能であり必要である」と整理した¹⁴。重要なのは、BGHが「全体の成功に影響を与えた人間からの貢献があれば、AIを用いた技術的教示の発見において発明者としての地位を得るに十分である」とし、AIが主要な貢献を行った場合であっても、出願人が人間を発明者として指定することは可能かつ必要であると整理されたことである³¹⁵。

このように、諸外国が実務的な線引きを行おうとする中、明確な基準を示さないことは、現場の研究者や特許実務家に対し「どのようなプロンプトの設計が創作的関与と認められるのか」という予見可

能力を十分に提供できていない可能性がある¹。

主要国におけるAI発明者要件に関する政策的対応の比較

国・地域 (Country)	最新の政策・司法判断 (Latest Policy/Judicial Action)	自然人要件 (Natural Person Req)	AI利用時の発明者認定指針 (Guidance on AI-Assisted Inventorship)
米国 US	AI支援発明に関する発明者改訂ガイダンス公表 2025年11月 (USPTO)	自然人に限定。AIシステムは発明者となれない。	Pannuファクター(共同発明要件)の適用を撤回。単独の自然人による「着想 (conception)」を発明者認定の核心とし、人間の貢献を判断基準の柱とすることを明確化。
ドイツ Germany	DABUS事件に係る連邦通常裁判所判決 2024年6月 (BGH)	自然人に限定。	AIが主要な貢献をした場合でも人間の発明者指定は可能。全体的成功に重要な影響を与えた人間の貢献があれば十分とする具体的な認定基準を提示。
中国 China	人工知能関連発明の特許出願指針(試行) 2024年12月 (CNIPA)	自然人に限定。AIは民事主体と認められない。	AIの助けを借りた発明でも、発明の「実質的特徴に対して創造的な貢献」をした自然人を発明者として指定可能とする運用指針を提示。
日本 Japan	AI発明の保護に関する調査研究報告書 2026年3月 (特許庁)	自然人に限定 (知財高裁 DABUS判決 2025年1月)	現行の解釈・審査運用で対応可能とし、明確な公的指針の整備や厳格な基準提示を見送る「様子見」姿勢。認定基準が曖昧であり、指針整備の要望がある中で法的不確実性を放置している。

本報告書が推奨する日本の「現行法維持・指針提示見送り」の姿勢は、2025年に改訂ガイダンスを公表した米国や、司法判断で具体的な認定基準を示したドイツと比較し、法的不確実性を放置していることが明確である。

Data sources: 特許庁 調査研究報告書, Mayer Brown, HK Law, Finnegan, CNIPA

5. 「引用発明適格性」に関する論点：実務的懸念に対する評価

特許審査において先行技術となる「引用発明」の適格性について、本報告書は「AIが生成したことのみを理由に除外すべきではない」という見解を示し、実施可能性が不明確な内容や虚偽を含むAI生成情報による出願阻害の懸念に対しても、「現行の審査基準(実施可能要件)の適用で対応可能である」と結論づけている¹。

これは、特許法第29条第1項の論理構造に基づいた整理としては一定の合理性を持つが、生成AIの普及がもたらす情報の量と質に関する実務的懸念を過小評価している可能性がある。大規模言語モデル(LLM)や生成的AIアーキテクチャの進化により、現在では、考え得るあらゆる技術的パラメータの組み合わせ、分子構造、遺伝子配列などを、極めて低コストかつ短時間で無数に生成することが可能となっている。公式報告書自体も紹介しているように、米国USPTOは2024年4月30日付の官報において、AI生成先行技術に関する意見募集を行っており、この問題に対する国際的な関心は高い¹。

自動で大量公開されるAI生成情報が先行技術データベースを埋め尽くすような事態が生じた場合¹⁶、これらの情報は外見上もっともらしく(Hallucinationを伴って)記載されるため、審査官がその一つ一つについて「当業者がその物を作れるか(実施可能性)」を判断することは、現行の特許審査のリソースに多大な負担を強いる可能性がある。

ヒアリングにおいて一部の企業が指摘したように、機械分野であれば図面や記載からある程度実施可能性を判断できても、化学・製薬分野等においては、実際に合成や実験を行わなければ虚偽情報であるかどうかの判別がつかないケースが多々ある¹。現行の審査基準の運用のみでは、審査官が無数の情報に基づく拒絶理由通知を出願人に提示し、出願人が「その引用文献は実施不可能である」ことを反証しなければならないという、出願人に過度な立証負担を強いる可能性がある。この運用上の懸念に対する制度的対応の検討は、将来的に重要度を増すと考えられる。

6. 「記載要件」に関する論点：ブラックボックス問題に対する方針

明細書の記載要件に関し、発明の創作過程においてAIを利用した事実や、その具体的な処理プロセス(プロンプト、アルゴリズム、学習データ等の概要)を開示させることについて、本報告書は「現時点では不要との意見が多数であった」と整理している¹。その論拠として、「現行の実施可能要件を満たしていれば足りる」「出願人の負担が増大する」「AIはコンピュータツールの一種に過ぎない」といった企業側の意見が紹介されている¹。

しかし、AI、とりわけ深層学習(Deep Learning)モデルは、人間には理解困難な特徴量の抽出を行う「ブラックボックス性」を有している。マテリアルズ・インフォマティクス等において、AIの推論結果として特定の化合物の構造式等が導き出された場合、その推論に至った前提条件が隠蔽されたまま結果のみが記載されれば、当業者がその発明を反復再現し、改良を加えることが困難になる懸念がある。

この点に関して、中国の国家知識産権局(CNIPA)のアプローチは特徴的である。CNIPAは2024年12月31日、現行専利法制の下でAI関連発明の出願実務を説明する試行指引を公表し、明細書の完全開示についてAIのブラックボックス性を踏まえた記載上の留意点を示した⁴⁴。同指引の第4章では、AIの「ブラックボックス」問題に対応するため、明細書の十分な公開要件を細分化し、AI関連特許出願における公開の規範を明確にしている¹⁷。

中国が指引で明細書の完全開示を具体化しているのに対し、日本が「将来的に必要となる可能性もある」という判断を留保するにとどめている¹¹のは、政策的選択として消極的であると評価し得る。技

術進歩のスピードを考えれば、必要不可欠なパラメータ・使用モデル等の開示に関する限定的なガイドライン等について、継続的な検討が求められる。

7. 「先使用権」に関する論点：法解釈の限界と権利の不安定化

特許法第79条に基づく先使用権について、本報告書は「AI自律発明の実施者にも先使用権を認めるべきとの意見が多数であったが、現行法の解釈に関する課題の指摘もあった」と述べている¹。先使用権制度の趣旨（事業者の既存の設備投資や事業活動の保護）に鑑みれば、AIが自律的に出力した発明であっても、それを基に事業の準備を行っていた者に先使用権を認める方向性は妥当であるとの見方が多い¹。しかし、特許法第79条の条文は「特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は…」と規定されている。現行法の文理上、「自らその発明をし」という要件は自然人が精神的活動によって発明を完成させたことを想定しており、AIが自律的に生成した技術的思想を人間が事業化に向けて採用した行為がこれに該当するのかは、解釈上議論の余地がある。ヒアリング対象の有識者からも、現行の第79条の文言ではAI自律発明を含めて解釈することは難しく、立証責任の観点からも将来の訴訟で問題になる可能性が高いことが指摘されている¹。それにもかかわらず、本報告書は「課題の指摘があった」と記述するにとどめ、直ちに具体的な法改正の必要性は高くないと整理している。

先使用権は被疑侵害者が自身の事業を守るための重要な抗弁である。この権利の成立要件に法的な疑義が残されたままでは、企業の事業活動における予測可能性が低下する懸念がある。筆者の政策的主張としては、直ちに法改正を含む具体的な検討を開始すべきであり、解釈論にとどまらず制度設計上の検討余地が大きく残されていると考える。

8. 総括的結論：日本が取るべき政策的対応の検討に向けて

令和7年度「AI発明の保護に関する調査研究報告書」は、生成AIをはじめとする高度な技術がイノベーションの主体を変容させつつあるという転換点において作成された。しかしながら、その内容は「現行法の解釈と審査基準の運用で対応可能」とする見解が中心であり、現状維持を志向する保守的な側面が強く、法的不確実性を完全に払拭するには至っていないと評価できる。

米国USPTOがPannu要件の課題を整理し改訂ガイダンスを発行した動向²、ドイツBGHが自然人要件を維持しつつも実務的な整理を行った決定³、そして中国CNIPAが開示に関する留意点を示した指引⁴など、諸外国は技術の進展に応じた実務的な対応を進めている。これら諸外国の動向と比較したとき、日本の現行基準への当てはめを中心とする態度は、国際的な制度調和の観点から今後の課題となり得る。

日本は、知財高裁におけるDABUS判決⁵が示した現行法の枠組みを前提としつつも、実務の現場に予測可能性を提供するための制度的検討を進めることが望まれる。本報告書の整理を踏まえ、以下の政策的対応の検討を深めることが、重要な政策的選択肢である。

1. AI支援発明に関する明確な認定ガイドラインの検討「指針を示すのは難しい」とする姿勢から一歩踏み込み、「どのようなAIの利用態様が、技術的特徴の具体化に対する自然人の創作的関与と認められ得るか」に関する、予測可能性を高めるための実務的なガイドラインや事例集の整備を検討する。
2. AIのブラックボックス性に対応する「開示要件」の運用の検討 発明の主要な構成要件がAIの出力に大きく依存する場合、その技術的意義を当業者が追試・検証できるよう、AIの推論に用いた前提条件等の開示に関する適切な運用ルールを検討する。
3. 「引用発明適格性」および「先使用権」における制度的整理 大量のAI生成情報が引用文献と

なることによる実務上の負担を考慮し、実施可能性に関する運用や立証のあり方を整理する。同時に、AI出力を活用した事業準備者を保護するため、特許法第79条の解釈の限界を見据えた上での制度設計の議論を開始する。

引用文献

1. 2025_09_zentai.pdf
2. United States Patent and Trademark Office Issues Revised Guidance on Inventorship for AI-Assisted Inventions | Insights | Mayer Brown, 6月 26, 2026にアクセス、
<https://www.mayerbrown.com/en/insights/publications/2025/12/united-states-patent-and-trademark-office-issues-revised-guidance-on-inventorship-for-ai-assisted-inventions>
3. Artificial Intelligence and Patent Applications | Finnegan | Leading IP+ Law Firm, 6月 26, 2026にアクセス、
<https://www.finnegan.com/en/insights/blogs/european-ip-blog/artificial-intelligence-and-patent-applications.html>
4. 人工知能発明特許申請ガイド(試行) - 国家知识产权局, 6月 26, 2026にアクセス、
https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/31/art_66_196988.html
5. 人工知能ダバス(DABUS)に関する令和7年1月30日知財高裁判決(令和6年(行コ)第10006号 出願却下処分取消請求控訴事件)とAI発明に関する考察 | ユアサハラ法律特許事務所, 6月 26, 2026にアクセス、
<https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5599/>
6. 1 令和7年1月30日判決言渡 令和6年(行コ)第10006号 出願却下処分取消請求控訴事 - 裁判所, 6月 26, 2026にアクセス、
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93757.pdf>
7. AI発明者(ダバス)事件・知財高裁令和7年1月30日判決について, 6月 26, 2026にアクセス、
<https://www.eiko.gr.jp/law/ai%E7%99%BA%E6%98%8E%E8%80%85%E5%BC%88%E3%83%80%E3%83%90%E3%82%B9%E5%BC%89%E4%BA%8B%E4%BB%B6%E3%83%BB%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E9%AB%98%E8%A3%81%E4%BB%A4%E5%92%8C7%E5%B9%B4%E6%9C%8830%E6%97%A5%E5%88%A4/>
8. <AI Update> AI発明に対する特許付与について判示した知財高裁判決 ―知財高判令和7年1月30日― (速報) | 著書/論文 | 長島・大野・常松法律事務所, 6月 26, 2026にアクセス、
<https://www.nagashima.com/publications/publication20250214-1/>
9. Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions - Federal Register, 6月 26, 2026にアクセス、
<https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>
10. The Human Element: USPTO Clarifies Inventorship for AI-Assisted Inventions | Insights, 6月 26, 2026にアクセス、
<https://www.hklaw.com/en/insights/publications/2026/02/the-human-element-uspto-clarifies-inventorship>
11. USPTO Issues Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions - Morgan Lewis, 6月 26, 2026にアクセス、
<https://www.morganlewis.com/pubs/2025/12/uspto-issues-revised-inventorship->

[guidance-for-ai-assisted-inventions](#)

12. WIPO Lex, Germany, Federal Court of Justice, 11.06.2024, X ZB 5/22 - DABUS, 6月 26, 2026にアクセス、<https://www.wipo.int/wipolex/en/judgments/details/2495>
13. Germany: AI cannot be named as inventor - insights from the Bundesgerichtshof's DABUS decision | Inside Tech Law, 6月 26, 2026にアクセス、<https://www.insidetechlaw.com/blog/2024/07/germany-ai-cannot-be-named-as-inventor-insights-from-the-bundesgerichtshofs-dabus-decision>
14. German Federal Court of Justice: an inventor must be a natural person (DABUS) - Dyoung, 6月 26, 2026にアクセス、<https://www.dyoung.com/en/knowledgebank/articles/bgh-germany-inventor-dabus>
15. FEDERAL COURT OF JUSTICE - The Artificial Inventor Project, 6月 26, 2026にアクセス、<https://artificialinventor.com/wp-content/uploads/2024/07/BGH-DABUS-english.pdf>
16. AIは発明者になれるのか？－DABUS判決に見る法的課題－PatentRevenue, 6月 26, 2026にアクセス、<https://patent-revenue.iprich.jp/%E5%B0%82%E9%96%80%E5%AE%B6%E5%90%91%E3%81%91/4290/>
17. 关于《人工智能相关发明专利申请指引(试行)》的说明, 6月 26, 2026にアクセス、https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241231_5.pdf